

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
翌日と翌日)

目 次

◇告 示 町の区域の変更等
字の区域の変更
字の区域の変更等

被爆者一般疾病医療機関の指定

土地改良法による換地処分(三件)

保安林の指定の解除予定

土地収用法による土地の立入り

開発行為に関する工事の完了(二件)

収入証紙の小売りさばき人の指定

収入証紙の小売りさばき人の廃止

猟銃等の取扱いに関する講習会の開催

◇公 告

告 示

鳥取県告示第八百五十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、境港市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。
この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第四項の規定による中浜地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十九年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域(昭和五十八年七月八日現在の地番による。)
小篠津町字角敷	小篠津町字角敷のうち一一六九の三の一部、一一六九の五の一部、一一七〇の六の一部以外の区域 小篠津町字茶苑畑一一七七の二の一部、一一七七の二の一部、一一七七の三、一一八一の二の一部、一一八一の二、一一九〇の二の一部、一一九〇の二、一一九二の二の一部、一一九二の二、一一九三の二の一部、一一九三の二、一一九四の二の一部、一一九五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 佐斐神町字行瀬一五九八の一及びこれと一体をなす国有地
小篠津町字川本	小篠津町字川本のうち一四八〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
小篠津町字茶苑畑	小篠津町字茶苑畑のうち一一七七の二の一部、一一七七の二の一部、一一七七の三、一一八一の二の一部、一一八一の二、一一九〇の二の一部、一一九〇の二、一一九二の二、一一九二の二

<p>小篠津町字的場</p>	<p>小篠津町字荒神通</p>	
<p>小篠津町字的場の全域 小篠津町字寺西一三二〇から一三二四までの一部、一三二七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三二八と一体をなす国有地の一部 小篠津町字中塚一三九八の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一三九三から一三九八までと一体をなす国有地の一部 小篠津町字光塚の全域</p>	<p>小篠津町字荒神通のうち一四三二の一、一四三三の二、一四三三、一四三四、一四三五の一、一四三五の三、一四三六の一、一四三六の二、一四三七、一四三八、一四三九の一、一四三九の二、一四四〇、一四四〇の一四、一四四一、一四四九の一、一四五〇から一四五三まで、一四五四の一、一四五四の二、一四五五から一五八八まで、一四五九の一、一四六〇の一、一四六二の三、一四七六の三、一四七八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>一部、一一九一の二、一一九三の一の一部、一一九三の二、一一九四の一部、一一九五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 小篠津町字角敷一一六九の三の一部、一一六九の五の一部、一一七〇の六の一部 小篠津町字荒神通一四三二の一、一四三二の二、一四三三、一四三四、一四三五の一、一四三五の三、一四三六の一、一四三六の二、一四三七、一四三八、一四三九の一、一四三九の二、一四四〇、一四四〇の一四、一四四一、一四四九の一、一四五〇から一四五三まで、一四五四の一、一四五四の二、一四五五から一五八八まで、一四五九の一、一四六〇の一、一四六二の三、一四七六の三、一四七八の一及びこれらと一体をなす国有地 小篠津町字川本一四八〇の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>小篠津町字下中 曾根ノ一</p>	<p>小篠津町字口ノ田ノ一</p>	<p>小篠津町字寺西</p>
<p>小篠津町字下中曾根ノ一のうち二〇九九、二〇九九の二、二一〇〇、二一〇〇の二、二一〇二、二一〇二の一、二一〇四、二一〇五、二一〇六から二一〇八までの一部、二一〇八の一の一部、二一〇九の一部、二一〇九の一の一部、二一〇九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 小篠津町字稚児畑一九四七の一部、一九四七の一から一九四七の四までの一部、一九四八の一部 小篠津町字大藪二一〇一から二一〇三までの一部、二一〇四、二一〇五、二一〇五の一から二一〇五の三までの一部、二一〇六、二一〇七の一部、二一〇七の一、二一〇七の二、二一〇七の四、二一〇八の一部、二一〇八の一の一部、二</p>	<p>小篠津町字口ノ田ノ一のうち二三七〇から二三七四まで、二三七五から二三七八までの一部、二三八〇の一の一部、二三八一から二三八四までの一部、二三八五の一から二三八五の三までの一部、二三九一の四の一部以外の区域 小篠津町字下中曾根ノ一 二二二八の二二の一部及びこれと一体をなす国有地の一部</p>	<p>小篠津町字寺西のうち一〇一八の七の一部、一三二〇から一三二四までの一部、一三二七の一部、一三六四の一の一部、一三六五の四の一部、一三六六の二の一部、一三六七の二の一部、一三六八の二の一部、一三六九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三二八と一体をなす国有地の一部以外の区域 小篠津町字中塚のうち一三七〇の一部、一三七二の一部、一三七三の一部、一三七五の四の一部、一三七五の五の一部、一三七六の四の一部、一三七七の四、一三九八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三九三から一三九八までと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

小篠津町字大藪	<p>二一〇の二から二二〇の四までの一部、二二一三の一部 小篠津町字口ノ田ノ一 二二七〇の一部、二二七一、二二七三の一部、二二七七の一部、二二七八の一部、二二八〇の二の一部、二二八一から二二八四までの一部、二二八五の二から二二八五の三までの一部</p>
小篠津町字稚児畑	<p>小篠津町字大藪のうち二一九五、二一九六の一部、二一九六の二の一部、二一九七の一部、二二〇〇から二二〇三までの一部、二二〇四、二二〇五、二二〇五の二から二二〇五の三まで、二二〇六、二二〇七の一部、二二〇七の二、二二〇七の三、二二〇七の四、二二〇八の一部、二二〇八の二の一部、二二一〇の二から二二一〇の四までの一部、二二一三の一部、二二一七の二の一部以外の区域 小篠津町字口ノ田ノ一 二二七〇の一部、二二七二、二二七三の一部、二二七四、二二七五から二二七七までの一部、二二八五の三の一部、二二九一の四の一部</p>
小篠津町字馬分	<p>小篠津町字稚児畑のうち一九〇六の三の一部、一九〇六の四の一部、一九〇六の六の一部、一九三〇の二の一部、一九四七の一部、一九四七の二から一九四七の四までの一部、一九四八の一部、一九五九の二の一部以外の区域 小篠津町字下中曾根ノ一 二〇九九、二〇九九の二、二一〇〇、二一〇〇の二、二一〇二、二一〇二の二、二一〇四、二一〇五、二一〇六から二一〇八までの一部、二一〇八の二の一部、二一〇九の一部、二一〇九の二の一部 小篠津町字大藪二一九五、二一九六の一部、二一九六の二の一部、二一九七の一部、二二〇〇の一部、二二〇一の一部、二二〇二の一部、二二〇五の二から二二〇五の三までの一部、二二一七の二の一部</p> <p>小篠津町字馬分のうち一八四七の三の一部及び一八四六の二、一八四六の二、一八五〇、一八五二から一八五五まで、</p>
小篠津町字下原	<p>一八六九の二、一八七五の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 小篠津町字稚児畑一九〇六の三の一部、一九〇六の四の一部、一九〇六の六の一部、一九三〇の二の一部、一九五九の二の一部</p>
佐斐神町字原	<p>小篠津町字下原のうち二二三三の一部、二二三三の二の一部、二二三三の三の一部、二二三三の七の一部、二二四四から二二四六までの一部、二二四六の二から二二四六の三までの一部、二二五六の二の一部以外の区域 小篠津町字馬分一八四七の三の一部及び一八四六の二、一八四六の二、一八五〇、一八五二から一八五五まで、一八六九の二、一八七五の二と一体をなす国有地の一部</p>
佐斐神町字行淵	<p>佐斐神町字原の全域 小篠津町字下原二二三三の一部、二二三三の二の一部、二二三三の三の一部、二二三三の七の一部、二二四四から二二四六までの一部、二二四六の二から二二四六の三までの一部、二二五六の二の一部</p>
新屋町字垣ノ内	<p>佐斐神町字行淵のうち一五九八の二及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
新屋町字東中塚	<p>新屋町字垣ノ内のうち八二七の六以外の区域</p>
新屋町字東中塚	<p>新屋町字東中塚の全域 新屋町字垣ノ内八二七の六 新屋町字西中塚八四三の二の一部、八四三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八四三の二、八六五、八六六の二、八六八から八七二まで、八七三の二、八七三の三、八七四の二と一体をなす国有地 新屋町字松中九九四の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>

<p>廃止する字の名称</p>	<p>小篠津町字中塚、小篠津町字光塚</p>	<p>新屋町字分田</p>	<p>新屋町字分田のうち一〇一八の二、一〇一八の三、一〇一九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>新屋町字松中</p>	<p>新屋町字松中のうち九九二の三の一部、九九三の三から九九三の五まで、九九四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>新屋町字西中塚</p>	<p>新屋町字西中塚のうち八四三の一の一部、八四三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八四三の一、八六五、八六六の一、八六八から八七二まで、八七三の一、八七三の二、八七四の一と一体をなす国有地以外の区域 新屋町字松中九九二の三の一部、九九三の三から九九三の五まで、九九四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 小篠津町字西一三六七の二の一部、一三六八の二の一部、一三六九の二の一部 小篠津町字中塚一三七〇の一部、一三七二の一部、一三七三の一部、一三七五の四の一部、一三七五の五の一部、一三七六の四の一部、一三七七の四及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>新屋町字分田一〇一八の二、一〇一八の三、一〇一九の二及びこれらと一体をなす国有地 小篠津町字西一〇一八の七の一部、一三六四の一の一部、一三六五の四の一部、一三六六の二の一部、一三六七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
-----------------	------------------------	---------------	---	---------------	--	----------------	---	--

鳥取県告示第八百五十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、江府町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による俣野（主坂）地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十九年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和五十九年三月一日現在の地番による。）</p>
<p>大字俣野字北谷ヒナ</p>	<p>大字俣野字北谷ヒナのうち三三五七の一の一部、三三六〇の一の一部、三三六七の一部以外の区域</p>
<p>大字俣野字ヲモ坂</p>	<p>大字俣野字ヲモ坂のうち三三三八と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字俣野字澤田</p>	<p>大字俣野字澤田の全域 大字俣野字北谷ヒナ三三五七の一の一部、三三六七の一部 大字俣野字ヲモ坂三三三八と一体をなす国有地の一部</p>

鳥取県告示第八百五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、江府町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による俣野（五明）地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十九年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
字の名称

同上の区域（昭和五十九年三月一日現在の地番による。）

大字俣野字鯛ヶ原

大字俣野字鯛ヶ原の全域
大字俣野字前五明三一九の三の一部、三一九の四の一部

大字俣野字川原

大字俣野字後五明三一五八の二から三一五八の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三一六〇の二と一体をなす国有地の一部

大字俣野字川原のうち三一四の一部、三一四の四の一部、三一五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字俣野字前五明三二七の二の一部、三二七の五の一部、三二九の一部、三三〇の二の一部、三三〇の三、三三一の二、三三一の三、三三一の四、三三一の五、三三二の二、三三二の三、三三三の二、三三三の三、三三三の四、三三三の五、三三三の六、三三三の七、三三三の八、三三三の九、三三三の十、三三三の十一、三三三の十二、三三三の十三、三三三の十四、三三三の十五、三三三の十六、三三三の十七、三三三の十八、三三三の十九、三三三の二十及びこれらと一体

をなす国有地の一部並びに三二二四、三二二五、三二二八、三二二九と一体をなす国有地の一部

大字俣野字前五明

大字俣野字前五明三一七、三一八、三一九の一、三一九の二、三一九の三の一部、三一九の四の一部、三一九の五、三一九の六、三二〇から三二二まで、三二三の一、三二三の二、三二四から三二六まで、三二七の一、三二七の二の一部、三二七の三、三二七の四、三二七の五の一部、三二八、三二九の一部、三三〇の二の一部、三三四の二の一部、三三四の三の一部、三三九の一部、三三九の二、三三九の三、三三九の四、三三九の五、三三九の六、三三九の七、三三九の八、三三九の九、三三九の十、三三九の十一、三三九の十二、三三九の十三、三三九の十四、三三九の十五、三三九の十六、三三九の十七、三三九の十八、三三九の十九、三三九の二十、三三九の二十一、三三九の二十二、三三九の二十三、三三九の二十四、三三九の二十五、三三九の二十六、三三九の二十七、三三九の二十八、三三九の二十九、三三九の三十、三三九の三十一、三三九の三十二、三三九の三十三、三三九の三十四、三三九の三十五、三三九の三十六、三三九の三十七、三三九の三十八、三三九の三十九、三三九の四十、三三九の四十一、三三九の四十二、三三九の四十三、三三九の四十四、三三九の四十五、三三九の四十六、三三九の四十七、三三九の四十八、三三九の四十九及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字俣野字後五明

大字俣野字後五明のうち三一五四の二の一部、三一五四の三の一部、三一五四の四の一部、三一五四の五、三一五八の二から三一五八の三までの一部、三二六〇の四の一部、三二六四の三の一部、三二六五の二の一部、三二六六の二、三二六六の三の一部、三二六七の二、三二六七の三の一部、三二六八及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三二六〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字俣野字山王ノ前

大字俣野字山王ノ前の全域
大字俣野字後五明三一六〇の四の一部、三二六四の三の一部、三二六五の二の一部、三二六六の二、三二六六の三の一部

一部、三一六七の一、三一六七の二の一部、三一六八及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字俣野字山王ノ前上ミの全域

廃止する字の名称

大字俣野字山王ノ前上ミ

鳥取県告示第八百五十七号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十九年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	指定年月日
みなと薬局鳥取店	鳥取市立川町五丁目四一	昭和五十九年十一月八日

鳥取県告示第八百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定

に基づき、中浜地区土地改良区から同土地改良区が行う土地改良事業に係る中浜地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、江府町から同町が行う土地改良事業に係る俣野（主坂）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、江府町から同町が行う土地改良事業に係る俣野（五明）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定に

より告示する。

昭和五十九年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百六十一号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市久米町二五九から二六一まで・二六三（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）・二六二

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

公園用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百六十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧送電線浦富線ルート変更工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

岩美町大字新井、大字河崎及び大字岩常並びに福部村大字栗谷、大字南田、大字箭溪及び大字八重原地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十九年十一月十三日から昭和六十年十月十日まで

鳥取県告示第八百六十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年一月十三日 鳥取県指令受米土維第千三十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市東福原字沖林ノ十二

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市東福原一五〇四一五

米垣尚志

米垣光生

鳥取県告示第八百六十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年九月十二日 鳥取県指令受米土維八第五百九十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市富益町字新開七

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市旗ヶ崎一三八一四
有限会社大島ハウス建設
代表取締役 大島巧作

鳥取県告示第八百六十五号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定年月日	指定番号	住 所	名 称	売りさばき場所
昭和五十九年十一月十二日	四四八	境港市外江町一六二七一	株式会社鳥取銀行境内 浜支店	境港市外江町一六二七一 株式会社鳥取銀行 境内浜支店

鳥取県告示第八百六十六号

次のとおり収入証紙の小売りさばき人が廃止されたので、告示する。

昭和五十九年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

廃止年月日	住 所	名 称
昭和五十九年十一月九日	境港市松ヶ枝町四七一	株式会社鳥取銀行境西支店

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和38年法律第6号。以下「法」という。）
 第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会
 を次のとおり開催する。

昭和59年11月13日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

- 1 受講対象者
鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの
- ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者

- イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買い替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者
 - ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者
- 2 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和59年12月4日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市糠町1丁目151 鳥取県米子警察署会議室	米子、境港、溝口、黒坂及び八橋の各警察署の管内に居住する者
昭和59年12月12日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町1丁目271 鳥取県庁第二庁舎5階第21会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者

- 3 講習時間及び講習科目
- (1) 講習時間 2時間30分
 - (2) 講習科目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 受講の申込み
 所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地在管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 5 講習受講手数料及びその納付方法
 (1) 講習受講手数料 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を所定の銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）